



資料1-1

第202500175557号
令和7年10月16日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 灘本 雄一 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 氏 良介
(公印省略)

県外者に対する令和8年漁期鳥取県沖合海域における小型いかつり
漁業許可取扱方針について（協議）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。）
第5条第1項第8号に規定する小型いかつり漁業に関し、県外者に対する令和
8年漁期の許可取扱方針を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見
を求めます。

担当

漁業調整担当 橋本

電話：0857-26-7339

ファクリリ：0857-26-8131

県外者に対する令和８年漁期鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業許可取扱方針（案）

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

鳥取県漁業調整規則(令和２年鳥取県規則第５４号。以下「規則」という。)第５条第１項第８号に規定する漁業について、鳥取県内に住所を有しない者に対する許可又は起業の認可に係る取扱方針を下記のとおり定める。

記

１ 許可期間

令和８年１月１日から同年１２月３１日まで

２ 許可又は起業の認可に係る制限措置の内容

(１) 小型いかつり漁業（５トン以上１０トン未満船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業 (県外船)	鳥取県沖合	１月１日から １２月３１日まで	定めなし	５トン以上 １０ トン未満	鳥取県外に住所 又は漁業根拠地 を有する者	別途公示に て定める。

(２) 小型いかつり漁業（１０トン以上３０トン未満船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業 (県外船)	最大高潮時 海岸線から ２７,０００メー トル以遠の 鳥取県沖合	１月１日から １２月３１日まで	定めなし	１０トン以上 ３０ トン未満	鳥取県外に住所 又は漁業根拠地 を有する者	別途公示に て定める。

３ 許可の継続

規則第１５条第１項第１号に基づく継続の許可が適用される漁業としての指定はない。

４ 許可の条件

(１) 共 通

ア 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和３８年農林省令第５号。以下「省令」という。）

別表第４いか釣り漁業の項第１号ロからリまでの操業禁止区域内で操業する場合は、１８灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 陸揚港（境漁港、赤碕港、鳥取港、網代漁港及び田後港の中の２港以内）以外の地に漁獲物を水揚げしてはならない（兵庫県及び島根県の１０トン未満船で鳥取県内の陸揚港を指定しない者は、鳥取県内の地に漁獲物を水揚げしてはならない）。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(２) 総トン数５トン以上１０トン未満の漁船を使用するもの

ア 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から３,５００メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮

時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える集魚灯を装備してはならない。

(3) 兵庫県及び島根県在住者で総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの以外のもの
省令別表第4いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内の海域においては、1月1日から2月末日までの間は操業してはならない。

5 許可又は起業の認可を申請すべき期間
別途公示にて定める。

6 許可の有効期間
1年以内とする。

7 漁獲成績報告書
許可を受けた者は漁期終了後に漁獲成績報告書(別紙様式1)を鳥取県知事に提出しなければならない。

8 許可申請時における添付書類
(1) 操業計画書(別紙様式2)
(2) 鳥取県漁業調整規則第11条第1項の規定に係る適格性に関する誓約書(別紙様式3)
(3) 陸揚同意書(ただし、兵庫県及び島根県の10トン未満船で鳥取県内の港へ陸揚をしない者は不要)
(4) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条による漁船原簿の謄本
(5) その他知事が必要と認めた書類(代表者選定届、船舶使用承諾書等)

附則

この取扱方針は、令和8年漁期の許可に適用する。

单位: kg

4

操 業 計 画 書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

住所
氏名

1 設備内容

(1) いかつり機の台数 台

(2) 冷凍、冷蔵設備 冷凍設備 トン
冷蔵設備 トン

(3) 集魚設備 使用する電球 1 個の消費電力量 kW

ソケットの数 個

LED集魚灯 個 × kW = kW

発電機の発電容量 kW

2 乗組員数 人

3 鳥取県内の陸揚港 () ・ () ・ 陸揚げしない

4 操業の概要

操業期間	操業海域	陸揚港
月～ 月		
月～ 月		
月～ 月		
月～ 月		

別紙様式 3

鳥取県漁業調整規則第 11 条第 1 項の規定に係る適格性に関する誓約書

年 月 日

鳥取県知事 様

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の役職、氏名)

このたびの漁業許可（起業の認可）申請にあたり鳥取県漁業調整規則第 11 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 3 法人であつて、その役員又は漁業法施行令(昭和 25 年政令第 30 号) 第 8 条で定める使用人（※）のうちに上記 1 又は 2 のいずれかに該当する者があるものであること。

※ 申請をした者の使用人であつて、操船若しくは漁ろうを指揮監督するもの又は養殖を管理するもの

- 4 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 5 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

※令和7年漁期からの変更箇所の下線及び取消線

県外者に対する令和8年漁期鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業許可取扱方針（案）

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第5条第1項第8号に規定する漁業について、鳥取県内に住所を有しない者に対する許可又は起業の認可に係る取扱方針を下記のとおり定める。

記

1 許可期間

令和8年1月1日から同年12月31日まで

2 許可又は起業の認可に係る制限措置の内容

(1) 小型いかつり漁業（5トン以上10トン未満船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業 (県外船)	鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	5トン以上10トン未満	鳥取県外に住所又は漁業根拠地を有する者	別途公示にて定める。

(2) 小型いかつり漁業（10トン以上30トン未満船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業 (県外船)	最大高潮時海岸線から27,000メートル以遠の鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	10トン以上30トン未満	鳥取県外に住所又は漁業根拠地を有する者	別途公示にて定める。

3 許可の継続

規則第15条第1項第1号に基づく継続の許可が適用される漁業としての指定はない。

4 許可の条件

(1) 共 通

ア 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）

別表第4いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内で操業する場合は、18灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 陸揚港（境漁港、赤碕港、鳥取港、網代漁港及び田後港の中の2港以内）以外の地に漁獲物を水揚げしてはならない（兵庫県及び島根県の10トン未満船で鳥取県内の陸揚港を指定しない者は、鳥取県内の地に漁獲物を水揚げしてはならない）。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(2) 総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの

ア 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から3,50

0メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える集魚灯を装備してはならない。

(3) 兵庫県及び島根県在住者で総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの以外のもの
省令別表第4いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内の海域においては、1月1日から2月末日までの間は操業してはならない。

5 許可又は起業の認可を申請すべき期間
別途公示にて定める。

6 許可の有効期間
1年以内とする。

7 漁獲成績報告書
許可を受けた者は漁期終了後に漁獲成績報告書（別紙様式1）を鳥取県知事に提出しなければならない。

8 許可申請時における添付書類
(1) 操業計画書(別紙様式2)
(2) 鳥取県漁業調整規則第11条第1項の規定に係る適格性に関する誓約書（別紙様式3）
(3) 陸揚同意書(ただし、兵庫県及び島根県の10トン未満船で鳥取県内の港へ陸揚をしない者は不要)
(4) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条による漁船原簿の謄本
(5) その他知事が必要と認めた書類(代表者選定届、船舶使用承諾書等)

附則

この取扱方針は、令和8年漁期の許可に適用する。